



Title	司法優越主義の限界と対話理論の可能性 : アメリカ憲法学における議論を手掛かりに [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	鈴木, 繁元
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第14753号
Issue Date	2022-03-24
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/86190">https://hdl.handle.net/2115/86190</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/</a>
Type	doctoral thesis
File Information	Shigemoto_Suzuki_review.pdf, 審査の要旨



## 学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 鈴木 繁 元

審査担当者 主査 教授 佐々木 雅 寿  
副査 教授 齊藤 正 彰  
副査 准教授 鈴木 敦

司法優越主義の限界と対話理論の可能性  
ーアメリカ憲法学における議論を手掛かりにー

### 【本論文の内容】

本論文は、我が国の憲法学説では、最高裁が憲法解釈において最終的権威を有すること、すなわち、司法優越主義について十分な議論が行われていないという現状認識の下、①司法優越主義を規範的に措定するだけでは、違憲審査の活性化には必ずしも直結しない、②司法優越主義を規範的に維持するためには、政治部門や人民による「司法の優越性」の承認が必要となる、③我が国の違憲審査をより活性化させるためには、司法優越主義の規範的な分析のみならず、裁判所と政治部門や人民との関係に着目して、司法優越主義の成立条件等も実証的に分析し、解明する必要がある、との問題意識から出発する。そして、司法優越主義が有力な見解ではあるが、歴史的にみるとそれは必ずしも自明ではなく、特に、1980年代以降に司法優越主義に対する批判が強まり、司法部、政治部門、人民の相互作用による憲法秩序形成を想定する対話理論が展開されているアメリカ合衆国の議論状況を比較の対象として、我が国でこれまで体系的・包括的に論じられることのなかった司法優越主義の内実・歴史的側面・成立条件等进行分析し、裁判所と政治部門や人民との関係を念頭に置きつつ、違憲審査の活性化のための方策を探るための理論的基盤を築くことを目的とする。

第1章は、アメリカ建国初期から19世紀後半にかけての連邦最高裁の動向とそれに対する連邦の政治部門、州政府、産業界の反応等の検討を通じて、アメリカ合衆国における司法優越主義の台頭過程を素描する。この検討を通じて、マーベリ判決以来、司法優越主義がアメリカにおいて確立したという記述は、アメリカの憲法政治の歴史から見ると不正確な点を含むこと等を指摘する。第2章は、20世紀中盤以降のアメリカの学説における、司法優越主義の規範的な正当化のための二つの主要な学説を検討し、司法優越主義を支持する学説が、憲法解釈における司法部の制度的な優越性を語っていたことを指摘する。第3章は、アメリカにおいて、連邦最高裁の憲法判断が政治部門や公衆の反発にあい、わずかな期間で判例変更を余儀なくされた事例、社会を二分するような憲法上の問題について、その解決を政治部門が司法部に託すことによって、司法優越主義が政治的に構築された事例等进行分析し、アメリカにおける司法優越主義は完全なものでも安定的なものでもなく、政治部門の動機に依存する面が大きいことを示す。そのうえで、裁判所の判断のみで人権保障や憲法上の価値の実現が完結するのではなく、司法部と政治部門との相補的な関係における、人権保障の実現過程を観察することが重要であると指摘する。第4章は、カナダとアメリカにおける対話理論の違いとして、対話を促進するための諸制度の有無、対話の主体として公衆を含めるか否か等を指摘し、アメリカの対話理論には多様な内容があることを分析する。そして、対話理論は、裁判所に対する政治的・社会的な制約を自覚しつつも、司法部が憲法的価値の実現に寄与していくための、政治部門や公衆を相手とする戦略としても有用であること

を指摘する。かかる戦略の例として、公衆が裁判所の憲法判断を受容する可能性を考慮する必要性と憲法的価値の実現に向けた漸進性の要請をあげる。

比較法的分析の結論として、①司法部の憲法解釈の権威性は、政治や公衆との相互関係において語られなければならないこと、②司法優越主義の維持という実際の観点からは、公衆も巻き込んだ憲法的対話において議論を喚起しつつ、漸進的に憲法的価値の実現を図ることが有用であること等を示す。また、我が国への示唆として、国民の意思をどの程度、いかにして裁判所の憲法判断に反映させるのか、いかにして国民における憲法論議を喚起し、その規範意識を変容させる判断を下すか等につき、我が国の議論を再検討する必要性があること等を指摘する。

### 【本論文の評価】

本論文は、①司法優越主義という我が国においては所与の前提とされ、これまで深く分析されてこなかった憲法原理について検討を行い、アメリカの議論状況を踏まえて、司法部の権威は他の政治部門や公衆による判決の受容や支持に一定程度依存しているという現実的な側面を抽出した点、②近年比較憲法学及び我が国の憲法学において注目されている対話理論について、カナダとアメリカの対話理論の比較を通して、対話理論には多様な立場があることを多面的に示した点、更に、③対話理論は、違憲審査の民主的正当性の問題を緩和するための理論という側面のみならず、司法優越主義を現実の政治の中で維持するための理論としての側面があることを指摘した点等で高く評価できる。また、本論文は、対話理論が有する事実の説明概念としての側面と規範的側面との違いを自覚し、違憲審査権を行使する裁判所に課された政治的・社会的制約、すなわち、裁判所の憲法判断が政治部門や公衆に受け入れられるための諸条件を実証的に示し、それを踏まえて、裁判所が対話的違憲審査の中でどのような役割を果たすべきかを規範的に論じるという、実証的研究と規範論とを架橋することを試みている点も高く評価できる。

その一方で、(a)論文全体のストーリー展開が読者にわかりにくい、(b)筆者が当然の前提としている事項が説明されていない箇所があるため、論理の展開がわかりにくい点がある、(c)先行業績の引用方法や翻訳の仕方等に注意すべき点がある等の論文執筆上の技術的な問題点、また、(i)違憲審査権と司法優越主義に関する憲法上の明文規定の有無、最上級裁判所の裁判官の任命方法や任期の違い等、制度的基盤の違いがあるアメリカの議論を、どのようにして日本に導入するのかの説明が不十分である点、(ii)日本においても国民を加えた対話理論が違憲審査を活性化させるために有用であるという本論文の主要な主張は、抽象的な方向性を示すものではあるが、具体的にどのような内容の対話がどのような効果を発揮するのかの説明が具体例を用いてなされていない等、論文の説得力に関する問題点等を指摘することができる。

口頭試問では、上記(i)(ii)の説得力に関する問題点についても質疑が行われ、審査対象者は、本論文では、議論の大枠や概括的な方向性を示すことに重点を置いたため、具体的説明は必ずしも十分ではないが、次の段階で、より具体的な検討を展開することを考えている旨回答した。また、上記(a)~(c)の技術的問題も、今後、修正が可能なものと考えられる。

### 【結論】

以上を踏まえ、本論文は、その完成度をより高めるためにはいくつかの課題を残しているが、今後その課題をクリアすることが可能で、3年間で執筆した論文として、博士（法学）の学位に値する論文であると、審査員が全員一致で判断した。